○経済産業省告示第百六十号

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（表示の方式） 第二十六条　規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。	（表示の方式） 第二十六条　規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。

一　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車（以下単に「回送自動車」という。）を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に固定された容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

二　自動車に固定された容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。

一　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車（以下単に「回送自動車」という。）を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

二　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。

三　自動車に固定された国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日を確認できるものについて

三　自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日を確認できるものについては

は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第３に定める車載容器総括証票）を燃料充塡口近傍へ貼付すること。

四　自動車に固定された国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第四に定める車載容器総括証票（自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載さ

、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第３に定める車載容器総括証票）を燃料充塡口近傍へ貼付すること。

四　自動車に装置した国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第四に定める車載容器総括証票（自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載され

れた有効期間の満了する日を確認できるものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示様式第３に定める車載容器総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付すること。

五　回送自動車に固定された容器にあっては、次に掲げる事項を当該自動車の外部から見やすい箇所に表示すること。

イ～ト　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の外観検査）

第四十二条　容器の外観検査は、次の各号に従って

た有効期間の満了する日を確認できるものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示様式第３に定める車載容器総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付すること。

五　回送自動車に装置した容器にあっては、次に掲げる事項を当該自動車の外部から見やすい箇所に表示すること。

イ～ト　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の外観検査）

第四十二条　容器の外観検査は、次の各号に従って

行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の漏えい試験）

第四十三条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（繊維強化プラスチック複合容器の漏えい試験）

第四十三条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一～三　（略）

（継目なし容器の外観検査）

第四十五条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（継目なし容器の漏えい試験）

第四十六条　容器の漏えい試験（以下この条におい

一～三　（略）

（継目なし容器の外観検査）

第四十五条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四　（略）

（継目なし容器の漏えい試験）

第四十六条　容器の漏えい試験（以下この条におい

て単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査）

第四十八条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるも

て単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査）

第四十八条　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるもの

のとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験）

第四十九条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

とする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験）

第四十九条　容器の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験・保冷性能試験） 第五十条　容器の断熱性能試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。 一～四　（略） 五　試験に合格しなかった容器は、修理又は調整して再び試験を行うことができるものとする。 2　容器の保冷性能試験（以下この項において単に	（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験） 第五十条　容器の断熱性能試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。 一～四　（略） 五　試験に適合しなかった容器は、断熱装置を修理又は改造して再検査を行うことができるものとする。 （新設）

「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。ただし、容器は、試験時に外槽表面が露出されており、水平に固定される容器に限る。なお、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一　試験に用いるガスは、液化天然ガスとする。

二　容器の外槽表面との表面温度の比較を行う際の基準となる片（以下この項において「基準片」という。）及び基準片の表面温度測定点並びに容器の外槽表面温度測定点は、次に定めるものであること。

イ　基準片及び基準片の表面温度測定点は、次のとおりとする。

（イ）　基準片の材質は、オーステナイト系ステンレス鋼とし、表面は無塗装とする。

（ロ）　基準片の寸法は、縦三百ミリメートル、横三百ミリメートル、厚さ三ミリメートル程度とする。

（ハ）　基準片は、その表面温度測定点が容器の外槽表面温度測定点から一メートル以内かつ同じ高さとなるよう設置する。

（ニ）　基準片の表面温度測定点は、板幅の

中央部とする。

ロ　容器の外槽表面温度測定点は、次のとおりとする。

（イ）　容器の長手方向の測定箇所は、容器の中央部付近とする。ただし、容器の中央部付近に容器を車載するためのバンドがある場合は、当該バンドと隣接するバンド間の中央部付近とする。

（ロ）　容器の円周方向の測定箇所は、容器の車載状態における容器断面の最下部から円周方向四十五度以内の位置とする。

ハ　温度測定に放射温度計を用いる場合は、容器の外槽表面温度測定点及び基準片の表面温度測定点へ同一の黒色テープを容器及び基準片の静置前に貼り付け、その表面を測定するものとする。

三　試験は、容器に試験に用いるガスを充填し、八時間以上経過した後、次に掲げる方法により、容器の外槽の表面温度及び基準片の表面温度を測定することにより行うものとする。

イ　試験は、当該容器（容器が自動車に固定されたままの状態で試験を行う場合は当該自動

車）及び基準片を二時間以上静置した後に行うこと。

ロ　試験時における試験に用いるガスの充填量は、液化ガスの容積が容器の内容積の三分の一以上とすること。

ハ　試験のための温度測定は、容器に直射日光等の輻射熱が当たることを避け、ほぼ無風の状態で行うこと。

ニ　同一の温度計により、容器の外槽表面温度測定点及び基準片の表面温度測定点の表面温度を測定し、温度差を記録すること。

ホ　ニの操作を五回繰り返し、記録した五回の温度差の中央値を試験結果とすること。

四　測定した容器の外槽の表面温度と基準片の表面温度の温度差が六度未満であるとき、合格とする。

五　試験に合格しなかった容器は、修理又は調整して再び試験を行うことができるものとする。

（容器再検査における容器の規格の基準）

第五十一条　規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の

（容器再検査における容器の規格の基準）

第五十一条　規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の

各号に掲げるものとする。

一 （略）

二 自動車に固定されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ 容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に固定されている車台番号と同一であること。

ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に固定されたことがないものであること。

各号に掲げるものとする。

一 （略）

二 自動車に装置されている容器にあっては、次に掲げるものとする。

イ 容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に装置されている車台番号と同一であること。

ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであること。

三　自動車に固定されていない容器にあっては、自動車に固定されたことがないものであること。

2　（略）

（附属品再検査における附属品の規格の基準）

第五十五条　規則第二十条第一項第三号の附属品の規格の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に装置されている附属品にあっては、当該附属品が装置された容器が固定された自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載され

三　自動車に装置されていない容器にあっては、自動車に装置されたことがないものであること。

2　（略）

（附属品再検査における附属品の規格の基準）

第五十五条　規則第二十条第一項第三号の附属品の規格の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に装置されている附属品にあっては、当該附属品が装置された容器を装置した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された

た容器の製造番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　（略）

（検査設備の基準）

第五十六条　規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　（略）

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるも

容器の製造番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　（略）

（検査設備の基準）

第五十六条　規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　（略）

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるも

のとする。
イ～ハ　（略）
ニ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、メタンガスの濃度が〇・二パーセント以下まで検出できるガス検知器
ホ　（略）
2　（略）
（登録容器製造業者が行う刻印等の方式）
第五十九条　規則第五十三条第一項の経済産業大

のとする。
イ～ハ　（略）
ニ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、メタンガスの濃度が〇・二パーセント以下まで検出できるガス検知器及び断熱性能試験のための設備
ホ　（略）
2　（略）
（登録容器製造業者が行う刻印等の方式）
第五十九条　規則第五十三条第一項の経済産業大

臣が定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項について刻印をする方式とする。

一～十九　（略）

2　前項各号に掲げる事項のほか、登録容器製造業者は、規則第六条の二第一号及び第二号に定める事項、協定規則第百十号附則3Aの11.に定める事項（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）並びに協定規則第百十号附則3Bの5.に定める事項（国際相互承認液化

臣が定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一～十九　（略）

2　前項各号に掲げる事項のほか、登録容器製造業者は、規則第六条の二第一号及び第二号に定める事項、協定規則第百十号附則3Aの11.に定める事項（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）並びに協定規則第百十号附則3Bの5.に定める事項（国際相互承認液化

天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）について刻印をすることができる。 ３　（略） （登録附属品製造業者が行う刻印等の方式） 第六十条　規則第五十九条の経済産業大臣が定める方式は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項について刻印をする方式とする。 一～六　（略）
天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）を刻印することができる。 ３　（略） （登録附属品製造業者が行う刻印等の方式） 第六十条　規則第五十九条の経済産業大臣が定める方式は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。 一～六　（略）

附　則

この告示は、令和七年十一月五日から施行する。